

令和5年度 石垣市赤い羽根共同募金助成公募要項 ～あったかいしがき助成事業～

1. 目的

この事業は、さまざまな地域課題や社会課題を解決するため、市内で取り組まれている地域福祉向上に資する事業に対して資金面で支えることを目的とします。

2. 対象事業

石垣市内に拠点を有し、住民の福祉向上のため、概ね1年以上の活動実績を有するボランティア団体や福祉団体・NPO法人及び個人ボランティア(活動の根拠となる資料が明示できる)等が行う事業を対象とします。

- ①地域が「あかるくなる」事業(地域福祉活動・ボランティア活動・多世代交流活動 など)
- ②高齢者が「元気になる」事業(安否確認の訪問や健康・生きがづくり活動 など)
- ③子どもが「安心できる」事業(子どもの居場所運営・子ども会活動 など)
- ④誰もが「住みやすくなる」事業(当事者団体の活動・福祉啓発活動 など)
- ⑤新しい仕組みを「つくる」事業(地域課題に応える先進的な福祉活動・コロナ禍後における活動 など)

※ただし、営利を目的とする活動、対象者に直接現金や物品を給付する活動や受益者負担が好ましい経費、及び団体等の経常的な運営費(人件費、食糧費等)にあてる経費は対象としません。

3. 助成金額

上記対象事業で、用途に応じて2種類あります。

- ② 安定した活動をつづけるための助成 : 5万円
- ③ 新しい活動をつくりだすための助成 : 20万円

助成額は、「沖共募石垣市共同募金助成審査委員会」で審査の上、団体間の均衡を考慮し決定します。

4. 継続申請団体の取扱い

申請団体の制限について、年間1団体につき、1事業の申請に限ります。

5. 助成対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。(令和5年度内に行う事業)

6. 申請方法

以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ・共同募金助成審査書(様式1)
- ・共同募金助成事業計画・収支予算書(様式2)
- ・会則等及び役員名簿

様式は、窓口での配布と、本会HP(<https://www.ishishakyo.com/>)よりダウンロードいただけます。

(2) 提出先

石垣市社会福祉協議会(〒907-0004 石垣市登野城1357-1)へ郵送または持参して下さい。

受付期間: 令和5年6月12日(月)～6月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

7. 対象事業の決定

応募いただいた事業は、本会内に設置する「助成審査委員会」において検討・精査し、助成事業を決定し、結果は応募頂いた全ての団体へ通知します。申請金額が助成総額を上回った場合は、減額することがありますので、ご承知おき下さい。

8. 助成金の交付、事業実施報告及び決算報告

助成の決定を受けたもの（以下「助成先」という。）が、助成金を受けるときには「共同募金助成金交付申請書(様式3)」を速やかに提出下さい。事業完了後、「共同募金助成事業実施報告書(様式4)」、「共同募金事業報告書・収支決算書(様式5)」「領収書(写)添付用紙(様式6)」を提出しなければなりません。

9. 助成金の返還

助成金の使途について次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還させることがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に余剰金が生じたとき

10. 助成の周知・募金活動への協力

助成事業には、「赤い羽根マーク」を明示し、「赤い羽根共同募金事業の配分より実施」と記載するなどし、共同募金を財源とする助成金を受けて該当事業を実施したことを広く周知しなければなりません。また、本募金の財源に関連し、赤い羽根共同募金運動時には、街頭募金活動にご協力いただいております。

11. 会計帳簿等の整備

助成先は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければなりません。

12. その他

その他記載されていない事項については、助成審査委員会の承認を得て、石垣市共同募金委員会会長が定めます。